

とう 闘 か 華

発行:ユニオン東京合同
 発行人:佐藤陽治
 東京都千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301
 TEL&FAX 03-3262-4440
 メール info@union-tg.org
 ブログ <http://blog.union-tg.org/>
 ホームページ <http://www.union-tg.org/>
 郵便振替 00110-8-120661

組合の歴史を一步進める 第7回定期大会を開催

ブリタニカ分会に加えて、育成会分会が闘いを進めるなか、組合員数が増え複数分会の闘いを平行して強力に進める組合へと飛躍する大会となった。

育成会分会については、12月13日に労働委員会への救済申し立てを行ったうえでの大会となった。大会開催中にはまだ知らなかったのだが、全日本手をつなぐ育成会(法人)は12月14日、理事長名で労働協約の破棄通告を配達証明で送ってきた(組合は18日に受け取った)。まさに分会闘争の闘いも画期をなすような渦中での開催であったのだ。

組合の住所の移転及び、組合の執行部に書記次長を加えるなど定款の変更もあった。組合の執行部は、組合創立以来の大きな変動となった。ふたりの特別執行委員が副委員長となり、3人三役が5人四役体制に変わった。執行委員に前回大会以来の加入した新たなメンバーが選出され、より増強された執行体制となった。

報告・議論の多くは、育成会分会の現場状況・労働委員会闘争について集中した。組合未加入である育成会職場の仲間からも大会参加・挨拶があった。

ともかく闘いぬいていける団結を確認したことが最大の成果であった。

定期大会での箕曲代理人の発言:奥井社長喚問の意義

ちょっとお時間いただいて、ブリタニカ闘争の労働委員会闘争の訴訟の、申し立ての構造って事についてちょっと解説をしたいと思います。

この事件は、少なくとも、佐藤由枝組合員の、1人の、ただ1名の解雇撤回、原職復帰という事を、団体交渉において表明するという形の、実は団体交渉拒否事件になってる訳です。

この団体交渉拒否事件の構造というのは、少なくともその団体交渉が開催された時点においては、この解雇の問題について、そのどういう事情によって事業閉鎖になり全員解雇されねばならなかったのかについて、奥井社長の自身の口からこれを聞かない限り、この団体交渉ってというのは、一切意味を持ってない団体交渉だと、こういうふうに我々は設定してる訳です。

従って、この事件は団体交渉拒否としてある。こういう構造になってる訳です。だから、直接解雇が不当であるとか正当であるとか争っていない。これに対して、東京地方労働委員会は、これは申し立て期間の徒過によって、この問題は扱うことができないという形で、基本的

な文脈によって却下したという事になっている訳です。これに対して我々は、中央労働委員会に対して、ここの点については断然不服であると。我々ですね、このユニオン東京合同の団体交渉が、このブリタニカの閉鎖事件の経過を議論することなくしてですね、これを団交が成立し得ないんだという事を改めてこれを提起して、これがその中労委の基本的再審査の事項であるとして申し立ててる訳です。これが基本的な訴訟の構造になってる訳です。

奥井社長の証人喚問というのは、これは地方労働委員会の段階からやっていましたけども、中労委段階においては、核心中の核心なんですね。このことを、彼の口からこの事を聞き出すことによって、これがはじめてユニオン東京合同とブリタニカ社資本との間の団体交渉が正常に行われた、このことが始めて成立するんだという事が成り立つ訳です。

だからこれが、この労働委員会闘争の全体を含めてですね、その単に労働委員会で勝つ・負けるという問題を超えてですね、この争議の核心中の核心である、こういうふうになってる訳ですね。

階級的意味においては、300人の人間が一瞬にして解雇された、そのことについて、労働者が一切口をつぐんでいる、ものを言わないという事については、これは断然許されない事であるというふうに認識をして、私はこの事件に関わっている訳です。

そういう意味でこの中央労働委員会においての争いの一番の核心は、この社長喚問にあるという事を、この際改めてあの皆さんにこう、ご認識してもらいたいというふうに思う訳です。



第7回定期大会の様子

ブリタニカ闘争: 3・4中労委 傍聴要請

中労委渡辺公益委員は、基本的には組合の奥井社長証人喚問の強制権限発動要請を却下するつもりでいることは明白です。

これは当初からの中労委の姿勢であり、あっさりとして却下すると組合がうるさいので、審問を開くなど色を

つけて組合の攻撃を緩和して却下する作戦であることが明白です。

このような中労委の反動を許さないためにも、ぜひ多くの人が傍聴に駆けつけ、奥井社長証人喚問の強制権限を発動するよう、大きな声で要求してください。

2008年3月4日(火) 午前11:00～ 中央労働委員会 4階 当日表示されております
場所:労働委員会会館 東京都港区芝公園1-5-32 (最寄駅 都営三田線御成門駅 A2出口徒歩1分)
場所・行き方は <http://www.mhlw.go.jp/churoi/soshiki/map.html>

育成会分会: 団交での不適切発言をめぐって

「まちがい探し」

全日本手をつなぐ育成会(以下、法人という)は理事長、常務理事が団交に出席もしないで、外部の者が団交に出席するなど組合軽視を続けている。

法人は、11月12日の第7回団交でのやり取りについて、12月11日の第8回団交の場で組合に対し突然、抗議書を出してきて、高鶴理事長が読み上げた。

しかし、理事会側出席者は11月12日の団交当日には、組合の「不適切発言」に対して全く抗議もコメントもしていない。一体いつ、高鶴理事たちは「不適切」なことに気づいたのだろうか？

高鶴理事たちは、ご自分の「名誉が毀損されている」と、当日に気づきながらも、その問題には触れることはなかったのだろうか。それとも、当日は気づきもしなかったが、後になって誰かに教えられて「名誉が毀損された」と思いはじめたのであろうか…？

組合は11月の団交直後の会議で「不適切な表現」についての議論を行い二度と使用しないことを組織的に確認し、組合員ではない職員で出席された方にはその旨連絡をしている。法人からの抗議を受けて再度当日の団交録音の確認を行い、法人に対して抗議書に対する回答を以下のように行った。

ここに法人からの抗議書と組合の回答書を公開する。

先に当該箇所の録音をできるだけ正確に起こした内容を記載してある組合の回答書を読んでいただいてから法人の抗議書に目を通すと、法人の抗議書では事実をどのように「編集」してあるかがよくわかる。

理事長も「理事長交渉権受託者」の弁護士もそろって連続して欠席していて、実質決定権のない者ばかりであるならそれは「残りカス」みたいなものという状態について指摘したものを、法人の抗議書ではそれを個人の人格に対して「カス」と言ったかのごとくにねじ曲げ、また組合の出席者数名の発言を組み合わせて都合のよいように編集するなど、組合の発言を仕立てあげている。

こうして検討してみると、この間の法人のやりかた＝事実面に即さないでっちあげや嘘を繰り返す、人を処分したり、人事権、懲戒権の乱用を行っていることは根っからの体質化されたものだという事を思わざるを得ない。

抗議書

ユニオン東京合同
執行委員長 佐藤陽治殿

2007年11月12日(月)に行われた団体交渉において、団体交渉の場に社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会副島理事長が出席していないことをめぐっての応酬の際に、当方労務担当理事(久保厚子労務担当筆頭理事、松井副理事長・労務担当理事、高鶴かほる労務担当理事)3名に対し、貴会石川氏が、「代表権もないカスのようなものが出てきてどうするのですか。」と発言したことに対して、嚴重に抗議し、ここに、発言の撤回と謝罪を強く求めるものである。

また、7月5日(木)に行われた団体交渉の記載をめぐっての取り扱いに対する応酬の際の高鶴かほる労務担当理事に対する「高鶴さんのいうこと、ほんとおかしいと思う。人格欠損ですよ。(中略)社会人としてのあり方じゃないでしょう。尊敬される人格になりたいという気持ちはないのでしょうかねえ。」との同理事の名誉を毀損する発言に対しても、嚴重に抗議し、ここに、発言の撤回と謝罪を求めるものである。

2007年12月11日
社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
理事長 副島 宏克 印

抗議書への回答

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会
理事長 副島 宏克 殿

2007年11月12日の第7回団体交渉におけるユニオン東京合同の団体交渉員である石川から発せられた「かす」「人格欠損」という表現は、不適切な用語であるので、撤回する。なお、2007年12月11日付貴理事会抗議書に対し、正確を期すために団体交渉の録音反訳をもって以下のように回答する。

1. 副島理事長と、副島理事長の交渉権の全権を委託したとされる井上庸一氏がそろって連続して団交に欠席していることについての議論のなかで

佐藤 そうすると、そちらの理解としては井上さんに全ての権限を委ねたという
石川 だから御3人は、どういう立場でいま出てるんですか？全部委ねちゃったら、残りのカス

みたいなのが出てきてどうするんですか？
佐藤 カスみたいになっちゃいますよ、それは。言い方悪いですけど。

理事側

佐藤 だって権限ない人だけが出て
飯島 いいですか？交渉権の全てをその井上さんに委任して、その交渉権を持っている人がここにいないんですよ。あなた達何なんですか？
いたい？私たち誰を相手に交渉するんですか？そういう今重大な問題なんですよ。

理事側

というやりとりがあったが、「残りのカスみたいな」という表現は誤解を招きかねないので撤回をする。

2. 7月20日に理事会が送ってきた「理事会の審議により、団交に応じられません」と言う文面のFAXについて、11月3日に理事会が組合にFAXしてきた経緯をまとめた文書(11月2日付け)のなかの7月20日の箇所で「組合へこれまでの事については団交を打切ると伝えた」と意図的に改作されていることをめぐっての議論で、

石川 異様に相手のこと無視しているように思えてならないんですよ。読む相手に向かって経過説明するのに、相手が理解できる文書を出さないこと自体がおかしいと思いますよ。相手に送った文書と違う話が変わって、自分の理解で書いてしまうこと自体おかしいと思いませんか、久保さん。

高鶴 相手に出してるっていうよりは、このなかの言葉でね、あの、理事会でこういうふう話し合われたの。「これまでのことと同じような団交やったらやめなさい」という

三角 違いますよ。

石川 違うでしょ。

三角 7月20日に何があったかということ。で、経過というのは事実経過なんですよ。いいですか？事実としてこういう文書(「理事会の

審議により、団交に応じられません」というFAXのこと)にちゃんと残っているわけですから、それはそれで正直に書けばいいわけですよ。ただ7月20日にこの文書(「理事会の審議により、団交に応じられません」というFAXのこと)を出した事実を否定するわけじゃないでしょう。事実経過を書いてくださいと

石川 なんか「主観に基づいて自分の思うとおりに書いていい」という高鶴さんの考え方は根本的におかしいと思う、人格欠損です、それは、はっきり言う。だって自分の主観で。

久保 すみません、ちょっと手帳持ってきます。

石川 自分の主観でね

高鶴 ちょっと待ってください、今久保がたち
石川 いや、高鶴さんに話してるんですけど。あまりいう気もなくなってきたけど、ちょっと。あまり適切じゃないこと言ってしまうので自分がこわいですけど。基本的なところが違うと思いますよ。はっきり言って、人間的なところが違うと思いますよ、それは。

古賀 まあ、そもそも7月20日に拒否するにしても、それ自体が違法な行為なんだけど、社会人というものはどういう経緯があって拒否するのかとか、そういうことは一旦ふつうは説明するのが社会人ですよ。何も説明しないで拒否するっていうのは社会人としてのあり方じゃないでしょ。

石川 もうちょっと尊敬されるような人格になりたいという気持ちないんですかね。

というやりとりがあったが、「人格欠損」という表現は不適切であるので、撤回をする。

以上

2008年1月23日
ユニオン東京合同
執行委員長 佐藤陽治

全国労働組合交流センター第15回定期総会に参加

全国労働組合交流センターは、「反連合・反全労連」の旗の下、階級的労働運動を進めるために19年前から活動しています。闘う労働運動を目指してスタートしました。その運動は今や全国に広がり、各地に合同労働組合が生まれてきています。

定期総会には、当組合から5名が参加しました。(2名は傍聴)総会ですので参加者は全国から集まった全国労組交流センターの役員の方々ですが、今年は例年になく傍聴が多く(若手が多かった)、全体で150名ほど、会場は満員御礼、すごい熱気でした。討議は、開始から猛烈なヒートアップ!

参加者は事前に議案書が送られていて、地域・産別ごとに議論した内容を報告しています。議案書に対して、賛否、問題点また意見などど

るといふ意気込みが感じられました。特筆すべきは、昨年度より問題になってきていた「体制内労働運動との決別」です。

自分たちが掲げる「階級的労働者運動、階級的団結をより強めるために、問題をあいまいにしたりすることはもうやめよう!活動は思いを1つに組織的にまとまっていこう」と次々に声が上がりました。

また世情を反映し、青年労働者、女性労働者また派遣労働、パート労働者の問題も課題となりました。

大会2日目には、教育労働者部会より2月2日の日教組全体会は会場に新高輪プリンスホテルが貸さなかったことの不法性と組合本部の弱腰について緊急報告もありました。

育成会分会2名も傍聴ながらスピーチする時間をいただき、育成会分会が出来た理由と現状、2月14

日に第1回都労働委員会第1回目の調査が始まること、またパート労働者の残業に関わる割り増し賃金未払い、雇用保険なし、有給休暇なしの現状の改善を求めていることなど現場の闘いを報告しました。その後の休憩時間には多くの方に声をかけていただき、「共に闘っていきましょう」と励まされました。

定期総会の最後には、特別決議が読み上げられ、現場の闘いをしていくことや、労働学校を各地に作ることで、合同労組を作っていくことなどが、決議されました。

初参加の育成会分会員2名には息を呑む2日間でしたが、交流が広がり、現場のことで追われているだけではダメ、もっと各地の情報や闘いの現状を聞くことで我々の目の前が開けていくのだと実感しました。

明大生協労組闘争の報告

UTG 活動予定 & インフォメーション

5年間におよぶ

東京都労働委員会闘争、命令棄却！

明治大学は2002年3月に、40年にわたって貸与してきた生協施設の全面返還、生協の解散をせまり、そこでの労働者全員解雇という事態に対し3億円という金員を使い労組分断を図る争議破壊を行った。これに対して明大生協労働組は明治大学の労働者軽視、責任回避に対し「団体交渉拒否事件」、また支配介入事件として都労働委員会に救済をもとめていた。

今回出された労働委員会命令のポイントは、

- (1)労働委員会申し立て5年間。審問22回。甲号書証149。
- (2)労働委員会の棄却の根拠 「別法人の労働組合」「大学に使用者性はない」から大学が行った「団交拒否」も「支配介入」も赦されるということ。
- (3)大学側が一言も反証も、反論もしていないにもかかわらずこの「破棄命令」が出ている。

ということである。

都労働委員会は 労組の主張、立証を無視し、 労組の主張を大学に都合よく拾い、縫い合わせ 大学の主張をそのまま取り上げ、 大学が主張、立証してないことまで命令文に盛り込むという操作をしている。さらに、命令文の結語として「大学の安寧秩序」の回復のために「緊急避難的な措置」として和解金＝助成金＝退職金を使ったことは、労働組合法第7条に該当しないと命じた。

しかし、大学の安寧秩序を乱し、大学内における暴力行為を頻発させたのは大学側であり明大生協理事会であり、明大生協労組ではない。

明治大学が使用者でないなら、なぜ生協解散させることがあるのか。「請求権放棄誓約書」に署名押印したもののだけに「和解金＝助成金＝退職金」を大学が支払うのか。

今回の労働委員会命令は、職場の労働者が一方的に職場を奪われ、その奪った当事者に対して団体交渉を求めるといったことが否定され、労組の団結を金員をもって破壊したことの不当性が否定されたということである。

明大生協労働組は、強い憤りと怒りをもって東京都労働委員会を弾劾し、抗議している。「労働委員会による不当労働行為」とも言うような今回の命令を弾劾してユニオン東京合同はともに闘う。

明治大学生協労組 (新)ホームページ

<http://www9.ocn.ne.jp/~wxpemcc/>

検索ページ「明治大学生協労組」でOK！

メールアドレス

meidaiseikyo-roso@mail.goo.ne.jp

2月11日(月)	ユニオン東京合同 臨時大会	14:00~
14日(木)	育成会分会 都労委第1回調査 東京都庁第1本庁舎 S 34階	14:30~
16日(土)	沖縄・本土を結ぶ労働者集会 杉並産業商工会館 (杉並区阿佐ヶ谷南3-2-29)	18:00~
17日(日)	国鉄1047名解雇撤回、 08春闘勝利2・17労働者集会 全水道会館(JR「水道橋」東口3分)	13:30~
21日(木)	阿佐ヶ谷市民講座「防衛大臣の研究」 劇団展望 (杉並区阿佐ヶ谷南3-3-32)	18:30~
26日(火)	くり返すアジア侵略 ヒロシマ・ナガサキ、 オキナワ、ビキニを！2・26ビキニデー54周年東京集会 杉並産業商工会館 (杉並区阿佐ヶ谷南3-2-29)	18:30~
3月1日(日)	なんぶユニオン春闘集会・デモ 品川区大井町きゅりあん5F	13:30~
4日(火)	ブリタニカ分会 中労委審問 港区 労働委員会会館 4階(三田線「御成門」下車)	11:00~
9日(日)	第27回全国争議団交流集会 品川区中小企業センター	
9日(日)	国際婦人デー集会 コア・池袋 旧豊島区民センター	12:30~
16日(日)	イラク反戦5周年全世界一斉デモ 代々木公園	13:30~
20日(木)	共謀ひろば 文京区民センター	14:00~20:00
23日(日)	東京労組交流センター定期総会	10:00~
30日(日)	三里塚全国集会 三里塚現地	12:00~

編集後記

やっと機関紙の定期刊行が実現。紙面の充実とともに現場闘争の更なる充実を目指して頑張らねばと思う今日このごろです。梅咲いて今や春闘真っ盛り、かな？(俊)

機関紙「闘華」をリニューアルしました。前回までのものを参考にしました。充実した紙面作成に皆様からの原稿、報告、お知らせなどを寄せていただければ助かります。「闘華」の発行日は10日(とうか)です^_^;(爽)